

午後１時００分 開会

【中村委員長】 ただいまから２０回目の議会改革実行委員会を開会いたします。

本日も円滑な進行について委員各位の御理解、御協力をお願いします。

また、委員各位におかれましては、録音した音声で発言者が誰なのかが明確に判断できるよう、発言は委員長からの指名を受けた後にボタンを押してからマイクに近づいて発言していただき、発言後はボタンを押してマイクのスイッチを切るようお願いいたします。

委員の出席状況について御報告いたします。大和維新×i R A I S Eは、村田委員に代わり星野議員が代理で出席いたします。他の委員は全員出席でございます。

それでは日程１、予算決算委員会について、事務局に説明をお願いいたします。

【議事係長】 資料１を御覧ください。本件は、（１）のとおり、前回５月１５日の本実行委員会において、予算決算委員会の導入に向け、先行事例として勉強する機会を設けることが決定されたものです。具体的には、①として、地理的にも行きやすい海老名市の事例を参考とする。②まずはＹｏｕＴｕｂｅで委員会の動画を見る事前勉強会を行い、質問事項を整理する。③実際に海老名市議会に赴き、事務局から説明を受ける。④日程、旅費等については事務局で調整するという内容でございます。

そこで、（２）として今後のスケジュール案を御説明いたします。

６月２５日（木）、６月定例会の最終日に、本会議で海老名市議会への議員派遣の議決をお願いいたします。本会議終了後に本実行委員会を開催し、動画を見る事前勉強会を行い、質問事項を協議いただければと思います。

続いて、７月３日（金）までに、会派内の意見も踏まえ、追加の質問事項があれば事務局へメールまたはＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳでいただければと思います。事前に会派内の質問事項を取りまとめておいていただけるとよいと思います。提出された質問事項は、海老名市議会の事務局へ事前に送付いたします。

そして、８月７日（金）に実際に海老名市議会を訪問し、同事務局から説明を受けるという流れでございます。なお、現地集合・現地解散とし、旅費は費用弁償として後日支給されます。

【中村委員長】 海老名市議会視察に関するただいまの説明について御意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】 それでは、前回、委員各自で海老名市の予算決算委員会のＹｏｕＴｕｂｅ動画を見ておいてほしいとお願いしました。次回全員で見る予定ではありますが、時間や内容は限られていますので、それぞれいろいろな回の動画を見て気づいたことなどを持ち寄れるとよいと思います。もしまだであれば動画を御覧いただいた上で、次回６月２５日の本実行委員会までに、会派内の意見を踏まえ、質問事項をある程度考えてきていただきたいと思います。定例会中忙しいとは思いますが、視察が有意義なものとなるよう御協力をお願いいたします。ほかになれば、この件については以上といたします。

【中村委員長】 それでは日程２、大和市議会議員政治倫理条例（案）についての（１）第三者の意見を聴く仕組みについて、事務局、説明をお願いいたします。

【総務係長】 それでは、資料２－１を御覧ください。本件は、前回５月１５日の本実行委員会において、事務局より第三者の意見を聴く仕組みについて説明し、第三者の意見を聴くことに反対の会派がなかったことから、資料２－１の（１）のパターン１から（２）のパターン３の中でどの方法にすべきか、パターン４は除外して、各会派へ持ち帰りとなったものでございます。なお、各会派からの修正案には附属機関を設置するという内容もございましたが、前回５月１５日の本実行委員会で既に御説明したとおり、全国市議会議長会に照会し、議会に附属機関を設置することはできないことが判明しているので、附属機関は選べないことを念のため申し添えます。

【中村委員長】 それでは、前回持ち帰っていただいた第三者の意見を聴く仕組みについて、資料２－１の（１）のパターン１から（２）のパターン３の中でどの方法にすべきか、各会派の意見を順番にお願いしたいと思います。

まずは自民党・新政クラブから。

【福本委員】 パターン２の議会運営委員会をお願いいたします。

【中村委員長】 公明党。

【吉澤委員】 パターン２の議会運営委員会をお願いします。

【中村委員長】 自由クラブ。

【河内委員】 パターン２の議会運営委員会をお願いします。

【中村委員長】 日本共産党。

【高久委員】 議会運営委員会です。

【中村委員長】 神奈川ネットワーク運動。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は、条例案にも書いたように、市議会基本条例を改定した上での第三者の審議会を設置と言っていますので、これに当てはまらないと答えさせていただきます。

【中村委員長】 虹の会。

【石田委員】 虹の会としては、条例の案を示している中にも書いてあるとおり、まず議会運営委員会の場合は、途中のときには、意見を聴くことができるという「できる規定」にしているので、まずその場合であれば、議会運営委員会が当てはまるかと思っています。

一方で、審査の結果が見えてきたときに、最終的な確認、リーガルチェックをするときは、また、その特別委員会、要するに審査会というのは開かれるかと思っていますので、その審査会の中で出てきた最終的な結論を、一度リーガルチェックを入れるために第三者チェックを入れるということは提案していますので、何かパターン１かパターン２ということをはっきり言えることではないかと思っています。ただ、こちらの条例のほうで案で示しているとおりはあります。

【中村委員長】 立憲民主党。

【北島委員】 立憲民主党としては、第三者の意見を聴く仕組みについてはパターン１で考えております。

【中村委員長】 パターン１というのは議会運営委員会ですか、特別委員会ですか。

【北島委員】 パターン１は特別委員会です。

【中村委員長】 大和維新× i R A I S E さん。

【星野議員】 パターン１、特別委員会で考えています。

【中村委員長】 ただいま議会運営委員会という案、そして特別委員会という案、そしてこのパター

ン1からパターン3のいずれでもないという案が示されましたが、ここで少し協議いただきたいと思っています。一応、今回は、前回この1から3の案をお示しして、この中のどれかについて考えてきてほしいということをお願いしたと思うのです。ですから、また全くそれを振り出しに戻って、この3つの案ではない別の案ということが今ここに出ると、ちょっとこれまでの協議を踏まえた——協議の流れの中でやっていますので、できればこの3案の中のどれかにこれは決めていきたいと思うのですが、いろいろ御意見をいただきたいと思っています。

今、大勢の方は、議会運営委員会が一番多いですが、ほかの案もありますから。

【石田委員】 実質的な審査は、議会運営委員会ではなくて特別委員会で行うということを想定していますので、どちらかといえばパターン1であると、どちらかということを決めたほうがよいということでしたら。

【中村委員長】 パターン1がよいということですね。分かりました。議運がよいという御意見のところからは何か御意見はございますか。

【石田委員】 この議論の本質は、審査に当たるような議論が、議運でやるのか、特別委員会でやるのか、その本質的な議論をする場所でこそ、第三者というのは、要するに、例えば議運で審査会を開いてくださいということで特別委員会として審査会をやります、そこでの議論が、決着がつけました、議運にそれが流されて、では、これをやる前に、第三者に投げて、これはちょっと法令に抵触しますということで、もう1回特別委員会に差戻しをすることとなると、やはりその第三者に、リーガルチェックをすること自体は大事ですが、1回特別委員会なりの中で、こうだということを意思決定がされているものを、第三者委員会という、議決機関ではないというか、オフィシャルの会というか、何と言ったらよいのだろうか、つまり、基本的には議員さん方に意思決定の権限はあるべきなので、その第三者が、何かこれはちょっとリーガルの問題がありますよということになったときに、やはり差戻しになるということは、基本的にはないようにしたほうが、作りとしてはよいと思うのです。なので、特別委員会で、もししっかり議論をするということであれば、その中で、議運に送る前に出したほうがよいと思うのですよ。

【中村委員長】 これは、そもそもこれまでの議論の中で、今、第三者の意見を聴く仕組みについて議論をしているのですが、前回のときには、第三者の意見を聴かないという案もあったのです。つまり、委員だけで話は終わって、特に第三者の意見を聴かないで、委員だけで決めるという案もあったのだけれども、この中で第三者の意見も聴くのだということになって、第三者の意見を聴くということになった場合はということで、この議論に来ているのです。

どうして第三者の意見を聴く場合に、議会運営委員会にするのか、それとも特別委員会を立ち上げるのか、あるいは、ハラスメントに関してと、それ以外を分けるのかという、この3つのパターンの案が、第三者の意見を聴くということを前提に提示されているのですが、その辺についてちょっと事務局からもう1回、どうしてこの案が示されているのか御説明いただいてよいですか。

【議事係長】 まず、前回御説明したのですが、政治倫理審査会という当初想定されていたものは、自治法上の組織ではなく任意の、この議会改革のような委員会であると承知しております。その場合、第三者の意見を聴くことができない、それは全国市議会議長会に照会して、議会内部の任意組織として設置する政治倫理審査会が個別の事案について外部専門家の意見を聴くことは、自治法上想定されていない。聴くのであれば、委員会に付託し——自治法上の常任委員会または議運か特別委員会という意味で——委員会に付託し、自治法第100条の2の専門的調査とか第115条の2の公聴会及び参考人の規定によることが最も確実ということを確認しております。

ですので、政治倫理審査会という任意の組織で審査をするとすると、もう外部の意見は聴けないということになりますので、そうすると、外部の意見を聴くためにどうするかということで、このパターン1から3までをお示ししているところです。

そして、1番の特別委員会でしたら、恐らく審査の請求がされた後、議運にこの審査の請求が適法かどうかを要件審査として諮ります。そこで要件を満たしていると認められれば、特別委員会を立ち上げるという議決を経て委員会が設置され、そこで審査がされます。恐らくですが、そこで内容を見て、審査をして、ある程度結論が出たところで、第三者、弁護士の先生なのか、そういう方に、この内容でどうかということ、参考として意見をお伺いするのかなということ想定しております。特別委員会でなくても議運でもそれができるということで、先日御説明申し上げました。

【中村委員長】 ですから、第三者の意見を聴きたいという意見があって、では、第三者の意見を聴くためにはどうしたらよいかということの組織づくりの中で、委員会の中でやらないと外部専門家を呼べないということだったので、この3つのパターンが示されたということなのですね。だから、それが議運でもよいし、議運はたくさんやることがあるから、これは別につくったほうがよいのだということで、特別委員会を議決によって立ち上げてつくるということもできるし、あるいはハラスメントのことだけ別枠にして、ハラスメントのことだけ第三者の意見を聴けるようにするというものもあったけれども、それは多くの方からいろいろ御意見があったと思うのですが、今もそのパターン3について賛成という会派はなかったので、パターン1かパターン2にならざるを得ないと思うのですが、このパターン1と2、第三者の意見を聴きたいということを前提に、第三者の意見を聴かないのだということであれば、また話は別ですが、第三者の意見を聴きたいということであれば、パターン1かパターン2しかないと思うのですが、どうでしょうか。

【星野議員】 第三者の意見を聴くというこの目的そのものが、恐らく政治倫理という非常に主観的なものだったりするものを判断するに当たり、また、我々選挙で選ばれた議員をそういう対象とするに当たり、できるだけ客観性を保ったほうがよいであろうというところから、恐らく第三者を呼ぶという議論になったとは思っているのですね。

その上で特別委員会か議会運営委員会かという話だとは思いますが、ここをちょっと事務局に一旦確認したいのですが、いわゆるこの2つのパターンがあるとは思いますが、地方自治法上の法的な安定性という意味で、どちらが強いのかという見解を教えてください。

【議事係長】 どちらも差はないと考えております。

【星野議員】 今、どちらも差がないということだったのですが、基本的には先ほど流れたところ、この政治倫理条例そのものが、議会基本条例から、その一部である議員の政治倫理というところを抜き出してきて、では、ここをより専門的にやりますという概念だとは思いますが、基本的に議会基本条例そのものが、議会の透明性や、要は説明責任などが主眼にある議会基本条例があって、その中の政治倫理条例というものを抜き出してやるとなった場合、やはり大事なことは、透明性や、市民に対して開かれているという部分だと思うのです。

そうなった場合に、やはり議員に対して倫理的なもの、非常に主観的なものも入ってくる中で議論をするとなったときに、きちんとした、法的にあるような特別委員会という形を定めて、議決によって行うほうが、より透明性が高いであろう、またしっかりとした、また、ハードル自体もしっかり、ある程度高さが保たれるであろうということを見ると、やはり特別委員会という形で進めたほうがよいのではないかと思います。

【石田委員】 専門家の意見が必要になる場面を想定すると、これはもともとの条例案では、議運が

審査会、特別委員会を立ち上げてという流れなので、それを前提に話しますが、まず請求があった場合に、その請求の内容が法的に大丈夫かということのチェックをしたいというところがあるので、ここでは議運だと思うのです。

そして、今度は審査会の中で審査をしていく中で、これはこのように問題があって、こういう対応をしていくべきだろうということがあったとしますが、私はこれを参考資料としてつけていますが、結構その行う、罰則という言い方はどうかと思うのですが、その措置の内容によっては、法に抵触する場合がありますので、その場合は、その懸念があるものに関してはしっかりとチェックをする必要があると思うのです。だから、そこでは特別委員会での第三者の御意見を伺うということも必要になると思うのです。

なので、私はここには、すごく思うのは、どちらもできるように書けばよいのではないかなと思うのですが、どうですか。どちらかとする必要は……。

【西田委員】 すみません、石田委員のおっしゃった、どちらもできるようになるという意味がちょっと分からないのですが、説明していただけますか。

【石田委員】 今のお話は、第三者に聴く意見の聴取方法を、特別委員会か議会運営委員会か、聴けるのをどちらかに決めようという話をしているのですね。だけど、先ほど実際の運用を考えたら、まず請求があったものが法的に大丈夫かの確認と、あとは審査をした結果、こういう措置を取りますという内容が法的に大丈夫なのかということも最終的にチェックしなければいけないと思うのです。そのときには審査会の中で聴かなければいけなくなると思うのです。

どういう状況があるかは分かりませんから、実際の運用を考えたら、第三者の話を聴くことができる主体をどちらかに限定するべきではなくて、両方を聴けるというような書きぶりにしていく必要が、実際の運用上では出てくると思うのです。

意見としては、ここで割れて話を延々とするよりも、どちらでも聴けるとしたほうが柔軟な運用ができると思います。そのほうが強いと思うということです。

【布瀬委員】 確認ですが、石田委員が今おっしゃっていることは、虹の会の条例案にそれが反映されているという理解でよろしいのですか。

【石田委員】 虹の会としては、審査の請求時点での第三者のというものは、聴くことができる規定にしていって、しかも、それは審査会の中でという話になっているので、議運で聴くということは、正直、想定していません。

だけれども、今、具体的にこうやって議論をしていく中で思っていることは、議運でも聴けるようにしたほうがよいし、審査会の中でも聴けるようにしたほうが、運用としては強い運用ができるとは思っています。

【中村委員長】 結局、これは前提としては、第三者の意見を聴くということに反対の人は誰もいないのですよね。第三者の意見を聴きたいということは、前回合意されたと思っております。そして、では第三者の意見を聴くためには、どういう組織にするべきかという話に移ってきて、そのためには委員会ではなければいけないということで、この3パターンをお示ししたということですよ。

そして今、多くの方々は、1案か2案ということになっているわけですが、今、石田委員からは両方でできればよいではないかというような、折衷案のようにも思いますし、ただ、どうでしょうかね、何かそういう必要はあるのですかね。今、石田委員が、両方やったほうが制度として強いという御意見ですが、どうなのでしょうかね。

【西田委員】 ちょっと事務局にも確認したいのですが、でも、そもそもこういうルートをどっちも

できるようにしていくということは、どちらにするかという議論がまた発生するので、そこでかなりタイムロスが発生すると思うのですが、即時で対応しなければいけない事案もあると思いますので、手続としてはきちっと明確にしておくべきだと思います。

【議事係長】 石田委員がおっしゃっていた、どちらも聴けるようにするということは、審査の請求がされたときに、最初に要件審査をする、その部分で違法、適法を専門家に確認するというようなイメージでおっしゃっているような気がするのですが、合っていますか。

【石田委員】 政治倫理審査の請求が、これは大和市、この条例の中で規定されている倫理の問題に当たるということで、請求が出てきたと。その請求の内容は法的にマルなのかバツなのかということの話をしています。それが入り口の話ですね。

【議事係長】 そうしましたら、恐らくそこで専門家の意見を聴くということは、どなたも考えていらっしゃると思いますので……。

【石田委員】 そうなの、確認は要らないのですか。

【議事係長】 議運はあくまで、例えば3人以上、2会派以上の要件を満たしているかとか、疎明資料をつけなければならないので、疎明資料がついているかどうかとか、そういうチェックをして、それがちゃんと要件として満たされているということでしたら、内容には入らずに、この審査請求は適法ですという判断をするために、1回議運にかける。そして、その先の実質的な審査をどこでやるかというようなお話で、その実質的な審査をする機関が、最終的に認定のあたりで話がまとまったら、これでよいかということ、第三者の意見を聴くという、多分1回だと思いますので、その1回のために、どちらの審査の主体にするかというお話だと思います。

【石田委員】 なので、僕はその議運か特別委員会かということの議論の本質は、本質的な議論をどこでやるのかということだと思っています。だから、その考え方ですよ。だから、この条例の書きぶりから見ても、僕は特別委員会でやると思っているのです。だとして特別委員会だと思っているのです。

【中村委員長】 分かりました。では、虹の会は特別委員会ということですね。

そうすると、特別委員会と議運です。布瀬委員、どうでしょうか。このいずれかで合意を取ればよいと思っているのですが、これを実質的な審査をするところが、第三者の意見を聴くためには、やはり委員会でやらないといけないので、そうすると議運でやるか、特別委員会を立ち上げるか、実質それしかないと思うのです。そうすると、どちらにするのか。強い思い入れがあって、絶対に議運でなければ嫌だとか、絶対に特別委員会でなければ嫌だということがあればあれですが、この辺は歩み寄りがあって、合意が得られればよいのではないかと考えているのですけれども。

【町田（浩）委員】 柔軟性を持つとしたらどちらなのかをちょっと確認したいのですが、特別委員会だとすると、今あるこういう特別委員会は一回休止して、また新たな特別委員会を立ち上げなければいけないとか、そのようなこともなかったですか。2つまでだから、基地政策特別委員会かここを一旦閉じて、また新たにこういう特別委員会を立ち上げなければいけないとかで、議運だったら柔軟性を持って開けるとか、そういうことをちょっと確認したいのですが。

【事務局次長】 今まで何回かお答えしているのですが、大体合っている、ちょっと違うことが、非常置的な組織は一つだけと。そして、「だけ」というのは法的に決まっているとかいうことではなくて、議員の皆さんもそうですが、事務局も人員が限られているので、要は補助に入れないので、それは1つにしていますということです。それが、正式な特別委員会か、本実行委員会は正式な特別委員会ではないではないですか。要するに非常置的な会議は1つですと。

ですから、多分、町田（浩）委員がおっしゃっていることは、例示として近いところと言うと、この議会改革実行委員会と、大木氏と井上氏の工事の特別委員会をやったときは、どちらかをやったらどちらかを休止するという、ああいう形になります。ですから、今の御質問の最後、議運だったらどうかということは、議運は非常置的な組織ではありませんので、それには影響されないということになります。

【町田（浩）委員】 となると、特別委員会だと、やはり議会開会中でないといけないとか、何かそういう問題もあるのかなと思うのですが、それで正しいですか。

【事務局次長】 設置するのは、開会中、本会議です。活動は、そのやるべきことが存在している間は活動できますので、休会中でも活動はできます。

【北島委員】 すみません、事務局に確認したいのですが、先ほど星野議員が質問をしたときに、特別委員会と議会運営委員会のどちらがという話で、同等という話をされていたと思うのですが、それが、審査会が立ち上がって、審査会から議会運営委員会に第三者の意見を聴きたいという依頼をして開かれるものと、もう審査会では対応し切れなくて、特別委員会を開いてという正式な手続をして動いた際には、法的根拠として、どちらがとかいうことは出てくるのですかね。

【議事係長】 今の御質問は、スタートは任意の審査会で行うという意味でしょうか。それで第三者の意見を聴く必要が生じたら、議運か特別委員会かをお願いするというようなイメージでしょうか。そうであるとすると、あまりそういう流れを想定していませんでしたが、可能は可能だと思います。その上では、やはりどちらがということは特になんかとは思いますが、どちらで聴くにしても、第三者の意見を聴く際には、本会議での議決が必要になりますので、どちらを選択しても、1回は本会議を開く必要があります。ですので、やはり同じかなとは思いますが。

ただ、先ほど申し上げませんでしたでしたが、議運の場合は、もし議運のメンバーが審査の対象の議員になった場合は、そこが欠員になるということもございます。

【中村委員長】 今の北島委員の御意見は、これまでは出てこなかった意見かなという感じがしますが、今の北島委員の意見は、政治倫理審査会という任意の組織があって、そこで普通は議論をするのだけれども、第三者の意見を聴きたかった場合だけ、その審査が途中から議運に移ったり、その時点で、例えば特別委員会を立ち上げたりして、そこから審査の主体が変わるというような話だけれども、そういう理解でよいのでしょうか。

【北島委員】 基本的には審査会で審査しますよね。そして第三者に聴くと言った際に、このパターン1と2の中であると、議会運営委員会と、第三者から意見を聴きたいですということを上げて、そこで議決を採って第三者に聴くという流れにするという話を、今、されていると思うのです。そして、審査会自体を特別委員会に上げることによって、もう第三者をその時点で呼べるようにすると。

説明が難しいな、ちょっと待ってくださいね。現状、審査会は議員の中で行われる想定で動いていると思うのですが、その中で法的根拠などを確認しなければいけない際に、第三者に聴きます。そして、その時点で審査会のみでは対応し切れなくなっているのも、もう特別委員会を開いて、そこに移行して、しっかりとそこで第三者を交えて意見をやり取りするというイメージです。そして、議会運営委員会に投げるというのは、審査会がベースにあって、議会運営委員会に投げて、第三者を呼んで意見を聴くという、審査会の中だけで行うものというイメージなのですが、伝わりますか。

【中村委員長】 恐らくそういう議論をしていないのですね。今、北島委員がおっしゃっていることは、政治倫理審査会という組織があって、通常はそこで議論をしているというお話でしたが、していないのです。だから要は、この政治倫理審査会というものを、当初は任意組織のような形で立ち上げ

て、そこで議論できるのではないかという話をしていたのだけれども、皆さんの中から第三者の意見を聴きたいという案が上がってきて、第三者の意見を聴くためには、そういう任意組織としての政治倫理審査会では駄目だということになって、では、どうしようということになって、それでこのパターン１、パターン２、パターン３が提示されたということが前回までの話です。

だから、このパターン１、パターン２、パターン３とは別に、政治倫理審査会があるわけではないのです。通常、政治倫理審査会としてやると第三者が呼べないから、では、どう呼べるようにしたらよいのかということで、１、２、３の案をお示して、それに対して、この１、２、３の中のどれがよいかを持ち帰りとして考えてきて、ここで協議しましょうということがこの間までの議論です。だから、今、北島委員がおっしゃったパターン１、２、３とは別に政治倫理審査会というものが存在しているというわけではないのですね。

星野議員も、村田委員からどういう形で引き継ぎを受けているか分からないけれども、そういう議論があって、この３つの案が示されて、この３つの案のどれがよいですかということをここで今話しているので、それがまた前回の話に戻ってしまうと、なかなか進まないで、そういう前回までの議論を含めて話していただけるとありがたいと思います。

【石田委員】 では、福本委員、できれば議運でやると言っている方々に伺いたいのですが、議運で第三者と言っているということは、議運で基本的な議論をやって、審査会は特別開かないでやっていくというイメージということですよ。

【福本委員】 議運の中で話し合いがなされて、必要に応じて、第三者の意見が必要なときには、議運の中でそれを決めるという考えです。

【石田委員】 であるならば、僕も別に特別委員会の設置にすごくこだわっているわけでは全くないので、議運でやるのだったら議運でやるでも全然よいと思っています。

だから、要するに差としては、改めてつくったら、この委員を選ぶことになってくるので、議会運営委員会の委員の中に、その対象になる人がいたりとかしたときの対応を考えたら、審査会を挟んだほうが柔軟と言えれば柔軟だとは思いますが、（発言する者あり）まあ、特別委員会を挟んだほうが、そういう場合があったときに、また、そうではない人を選べばよいだけなので、対応はしやすいとは思いますが、ただ、微々たる差なので、そこに関してはあまり気にしないということですよ。取りあえずは議運でやってみてよいのではないかという考え方ということですよ。

【中村委員長】 私の説明で、違うところがあったら、また補足してほしいのですが、議運と特別委員会の大きな違いは、私の理解では、審査の権能としてはそんなに大きな違いはないと思うのですが、例えば６月議会が閉会して、９月議会が開会されるまでの間に、何かそういう事案があって、そのことについて審議しなければいけないとなった場合、議運であれば、議運という組織があるから、もうそこで議運を招集して、議運を開いてやることができるわけだけれども、特別委員会は議決を経ないと設置できないから、そうすると、次の９月議会まで待つか、あるいは臨時議会を開いて、そこで、その特別委員会の設置についての議決を経て、特別委員会を立ち上げてからでないと、それが始まらない。だから、議会運営委員会のほうが常設的な機関ですから、いつでも対応しようと思えば対応できるというメリットがあるのかなと思うのです。

ただ、その一方で、議会運営委員会のメンバーは固定していますから、その中の誰かがその対象議員だった場合は、そのメンバーは外れるということがあるということですよ。

そのようなメリット、デメリットと言ってよいのか分かりませんが、そのような差異がある。だから、権能的には別に特別委員会でやっても、議会運営委員会でやっても、そのことによって何か審査

の質が変わるということはないので、大きな違いはないのではないかと思います。

いずれにしても今のポイントは、第三者の意見を聴きたいということなので、この第三者の意見を聴くためにはどうしたらよいのかということで、特別委員会なのか、議会運営委員会なのかということの審議をしておりますので、そこのあたりに絞っていただければと思いますが……。

【布瀬委員】 ちょっと委員長に確認ですが、この次なのかどうか分からないですが、いろいろと条例案の修文というのが、それぞれの会派から上がってきていると思うのですが、本来これはどのように議論していくのかということですが、本来は、この修文案が話されてから、その後でもよいのではないかと思うのですが、これは今の条例案を基に、今の条例案の中で第三者の意見を聴くのであれば、この2つのパターンという感じになっていますが、まずは修文案が話されたほうがよいような気がするのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

【中村委員長】 そのことについては後で、今後の進め方の中で話をしようと思っておりますが、今、布瀬委員から修文という形で意見が出ているとお話でしたが、今回の議論を前に、これまでの議事録とかをもう1回精査しました。結局どこまで合意ができていて、それを経てこの条例の原案というか、この案が上がってきているのか。今、布瀬委員から修文との意見でしたが、これは原案に対する意見で、原案に対する意見がいろいろ出ているということで、それはちょっと後で話しますが、個々の条文に入る前に、まず小さくくり、仕組みについて話してからではないと、また1個1個、個別のものに入ってしまうと、そこで、本当に1つのポイントだけでとなってしまうので、これから後で話しますが、前回持ち帰りとなって、今回の委員会で決めようと思ったことが多分2つぐらいあったと思うので、そのことについて最初に取り上げているというところですよ。

これについては、一番最初というか、第三者の意見を聴くというところについての意見を各会派でまとめてきてくださいということをお願いして、ここに諮っているんで、前回の持ち帰りとなった案件をここで議論しているので、これはこれで進めたいと思うのですが、ほかにございますか。

すみません、前回から、この問題については次回協議しましょうということで持ち帰っていただいて、今ここで話しているので、この第三者の意見を聴くためにどうしたらよいのかということで、今ずっと話しています。同じことを繰り返していますが、だから、特別委員会なのか、議運なのか、もう一つは、ハラスメントだけハラスメント対策委員会でやって、ほかのことはという、この3パターンがあるのだけれども、今お話を聞くと、どうやら3はないようなので、1か2を、ちょっと違うという方もいるかもしれないけれども、今、多くの意見は1か2になってきているのではないかと思います。できればここで合意していきたいと思うのです。

【石田委員】 僕は先ほど言ったとおり、議運というパターンもありかなと思っているのですね。ただ、デメリットの話をしたのですが、だから、ちょっと懸念されることは、議運の中で1人該当する人がいました、その人が対象になりましたと。その人が抜けた場合、どういう対応になるか。それは条文の書きぶりによると思うのですが、現行の案だとどういう対応になるのですか。

【議事係長】 もし議運で審査を行うということになりましたら、議運に委員の補充はありませんので、その審査については欠員ということになるかと思います。

【石田委員】 だから、やはり大和市議会では少数会派が多い議会なので、たまたま少数会派の議運の方に当たった場合に、その会派の方は、もうその議運の場から消えてしまって、委員外議員として発言はできるかとは思いますが、その辺の懸念はどうお考えですか。

【中村委員長】 これは事務局というよりは委員の皆さんにお聞きしたほうがよいと思うのですが、議運がよいとおっしゃっている方々にお聞きしたほうがよいかもしれませんが、いかがでしょうか。

【西田委員】 致し方ないと思います。そもそもそういう行為をしなければ、その俎上に上がる必要がありませんので、平素から気をつけて議員活動をすればよいだけの話かなと思っております。

【石田委員】 一般論として、お話はすごく分かるのですが、その請求自体が正しいのかも審査するので、そのこと自体の行為が実際に倫理に反するかどうかをこれから審査する場所なのですよ。だから、そういうことをしなければよいというようにも言い切れないわけではないですか。だから、そういうことを様々な立場の方々が言える体制を整備したほうが、ちゃんとした議論ができると思うのです。だから、そういう枠組みをつくったほうがよいのではないかという提案なのです。

一般論というか、お気持ちの論としては分かるのですが、ちゃんとした倫理審査をするためには、そういう対応を、弁明というのは、ある程度審査の結果が出てから行うことだと思うので、審査の過程に多様な意見がしっかり反映される体制をつくるべきではないかと思うのですが、いかがですかね。

【星野議員】 ちょっと確認ですが、今この1と2で、議会運営委員会がいいよという意見と、特別委員会がいいよという意見があると思います。議会運営委員会がいいよねという意見の根拠は、恐らく今いろいろな事案を審議する中において、より早く、すぐ対応できるし、1回議会を開く必要もないし、運用しやすいというところをメインとして、皆さんはこちらのほうがよいのではないかという認識ということなのではないでしょうか、ちょっとここを聞きたいですね。

【福本委員】 自民党・新政クラブに関しては、そのとおりです。

【吉澤委員】 公明党もそうですね。全国的にも、議運でやられているところが多いと聞いておりますので、一々新たに設置するというよりは、今ある議運の中でやっていったほうがよいと思います。

【星野議員】 今、福本委員と吉澤委員がおっしゃったとおり、全国的にはこういう形がベターで進んでいるということはそのとおりだと思うのです。その中で僕がなぜ特別委員会と主張しているかといえば、こういういわゆる倫理的なものの審査は非常に難しい部分が多いということと、先ほどと一緒にになってしまうのですが、我々、選挙を経て選出された議員というものを、議会の中で話し合うという中において、その性質を考えた場合に、ハードルを高くすると言っては変ですが、やはり形式は大事で、ちょっとやりにくくしておくことは、私はすごく必要だと思ってこれを言っているのです。

ただ、恐らく今の社会情勢を考えたときに、アカウンタビリティー、説明責任を求められるという中において、早く審議するということは、当然、そこに対してはそのとおりだと思うのですが、やはり性質、我々の身分と言ってよいのかな、議員という立場に関することを議論するという中において、スピードを求めるということも、もちろんそのとおりですが、きちんとした形式を整えて、非常に言い方がおかしいな、ハードルを上げておくということも必要なのではないかと考えるわけです。その上で、私は特別委員会という形で進めるということがよいかなと感じています。

【町田（浩）委員】 先ほど石田委員が、弁明の機会は、ある程度結果が出てからしか弁明ができないとおっしゃっていたのですが、原案を確認すると、審査会を設置してから、その後、審査会は対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならないとなっているので、ちゃんと開いてから弁明の機会を与えるということになっているから、先ほどのような、ある程度結果が出てから弁明ができるという石田委員の発言は違うのではないかなと思います。

【石田委員】 僕が言っていたのは再弁明のことですね。失礼しました。最初の段階のほうでも弁明はできると。ただ、弁明できるということと、委員として参加して——その人本人がではないですよ。そうではない人が参加して、様々な立場で委員会の審査ができるということは全く違うことだと思っていますので、それを同一にするべきではないと思います。

恐らくスムーズにできるからという理由で、議会運営委員会でやると言っているわけで、別に議運

でたまたま少数会派の方々が当たったときに、その人、その会派が議論に参加できなくなることを、多分喜ばしく思っているわけではないと思うのですが、それは自民党・新政クラブさんのほうではどうですかね。

【福本委員】 今の石田委員の質問に関連してですが、僕もちょうど伺おうと思っていたのですが、審査対象議員が議運のメンバーでいた際に、議運には補充がないとおっしゃったかと思うのですが、何か補充できる方法というものはあるのでしょうか。

【議事係長】 除斥の扱いになりますので、その場合、通常の議運の案件と同じように補充はないと思います。

【中村委員長】 ちょっと確認ですが、例えば次の本会議で議運のメンバーの議員を交代するということはできるのですか。

【事務局次長】 それは慎重に答弁したいと思いますが、制度的にはできますよ。本会議を開いて、今までも委員を交代することはありました。ただ、代わるということは、やはり説明責任は当然伴うと思います。もちろんこれは、その事が起きたときの大和市議会としての覚悟と言うとあれですが、そういうこと次第だと思いますが、その理由は何だというときに、「今のような状況が起きて参加できないから、〇〇会派の議運委員はA議員からB議員に代わるのです」というような、事実そうですが、そのように覚悟を決めてやるのかどうかとか、そういうことになると思います。

【中村委員長】 ただ、それにしても、いずれにしても議決だから、そのように代わりたいというような案を出しても、可決されなければ駄目なわけでしょう、議決ではないですか。

【事務局次長】 臨時会のときもやっていますが、「異議ありませんか」でしたか、ちょっと待ってください……。

【中村委員長】 暫時休憩します。

午後1時51分 休憩

午後1時52分 再開

【中村委員長】 再開します。

【石田委員】 福本委員からすごく丁寧な調査をいただき、ありがとうございます。なので、僕はそういう状態、当該の当事者の方がその審査に入れないということは当然のことだし、除斥になると思うのですが、2人会派の場合、会派のもう一人が入れるという状況を、私は担保したほうがよいと思っているのですね。多分それに関しては、そちらのほうはよい思っているとは思っているのです。ただ、議運でやったほうが、先ほど言ったようなスムーズさがあるという話だと思うのです。

そして、事務局に確認をしたいのですが、その特別委員会の大きなデメリットは、本会議で承認されなければできないから、定例会ごとのチャンス、あとは5月の臨時会などを待たなければ特別委員会を開きませんよということは課題に挙げられていると思うのですが、臨時会を開いて特別委員会の設置を可決するということは可能ですよね。

【議事係長】 この話の当初から申し上げていますが、臨時の臨時会というものは可能でございます。

【石田委員】 なので、審査特別委員会を設置したときのデメリットになる、定例会ごとにしかできないのではないかということに関しては、政治倫理審査が行われるぐらいの出来事が起こっているわけですから、臨時会で特別委員会の設置をすれば、そんなに時間的な問題は発生をしないかなと思うのです。なので、その懸念されている部分を埋めて、なおかつ特別委員会にすれば、万が一議運にいる方が当事者である場合に、その特別委員会を設置すれば、新たに委員の選任をしますから、そうなれば、そこを避けて、多様な意見を入れて議論することができるという状態が担保できると思うので

す。これは両面おいしいかなと思うのですが、この案はどうでしょうかね。

【福本委員】 あくまでうちの会派というか僕の考えですが、特別委員会を立ち上げ、臨時会を開けば立ち上がる、議決を得られるということかと思うのですが、政治倫理審査会に上げられるような、抵触するような案件も、大きな案件があったり、小さな案件があったり、様々だと思うのです。よほどのことであれば、もし仮に特別委員会だとすれば、もう臨時会を開いてでも立ち上げるべきだと思うのですが、そうでもないものもあるかもしれない中で、やはりスムーズに立ち上げられる、特別委員会ではなくて議会運営委員会のほうがよろしいのかなと。先ほど議事係長からも、特別委員会も議会運営委員会も重みとしての差はないものだと伺っております。

そして、先ほどの石田委員がおっしゃった、少数会派で審査対象者が出て除斥になってしまった場合、その会派から出られないというお話がありましたが、当然少し人数がいる会派であっても、議会運営委員会のメンバーであれば除斥の対象者となるわけであるので、そこはもうお互いに、やはり注意しなければいけないところなのかなと考えております。

また、もっと加えて言うならば、星野議員が先ほど、我々は市民から選ばれた立場というところで、スピードと審査する委員会の重みというところを語られていたかと思うのですが、その部分に関しては、理解は示すところもあるのですが、やはりすぐに立ち上げられる議会運営委員会のほうが、うちとしては、私としてはよろしいのかなと思っております。

【中村委員長】 前提として、政治倫理審査会というのは、政治倫理条例なので、何か罰を与えるとか、そういう話ではそもそもないと思っているのです。そして、同じ会派の人間だから自分に有利な発言をしてくれるとか、違う会派の人間だったら自分に対して不利な発言をすとかいう話でもないと思うのです。やはり議会としての一般的な良識について話すものが、この政治倫理審査会だと思うので、自分の会派から委員が出ていないから、そこで自分にとって不利な発言で、自分の会派から委員が出ていれば自分を守ってくれるとか、そういう話とは、ちょっとそもそもの話が違うのではないかなと思うのですけれどもね。そうだとすると、そもそもこの議会の中で決める政治倫理審査会というものの、政治倫理の審議そのものが信じられないという話になってしまうから。

【布瀬委員】 私は委員長とは認識がすごく違っていて、この政治倫理審査会は、かなり重いと捉えています。先ほど福本委員が、大きいもの、小さいものと言いましたが、やはり政治家にしてみれば、これはかなりダメージを受けるものだと思います。だから、これで何か疑義を言われて、審査会にまでつながっていくということは、議員としてはかなりダメージが大きい、社会的には制裁を受けてしまうというものだと思います。

そういう意味では、だからこそ私は、審査会を開くまでにもある一定のハードルを設けておくべきだと考えているところだし、それを裁く人も、やはり慎重に検討しないといけないとは思って、こういう今までの案に関して少し、修文と言ってよいのか分かりませんが、修正点ということで挙げたし、ちょっと今のこの議論が最終的にどのような決められ方をするか分かりませんが、この各会派が出しに来ている修正を見ると、例えば大和維新×iRAISEさんは、もう特別委員会前提で条文を書いているということで、先にこの案を議論したほうがよいのではないかなと思うのです。結局、これで結論が出れば、多分またこの案を変えなければいけないと思うのですが、委員長は今後の進め方をどのようにお考えですか。

【中村委員長】 今、布瀬委員から政治倫理条例、あるいはこの審査会について、軽く考えているような御意見がありましたが、決してそんなことはないのです、これはこれで非常に重たいものだと思います。しかし、何か処罰をするために開かれる委員会ではないということです。

それは、だから、これは後で出てくるわけですが、一番重たい措置としても、辞職の勧告なのです。もちろん勧告を受けたことについては、確かにダメージはあるし、政治家としてはダメージがあることは、当然ですけどもね。

だからこそ、しっかりとした議論をしなければいけないわけで、決して軽く見ているわけではないけれども、ちょっと今、話がどんどん広がってきているので、私も話を少し元に戻しているのだけれども、今はあくまでも第三者の意見を聴くために、どういう機関にするべきかという前回からの持ち帰り事案を話しているのです。

そして、要はこの政治倫理審査会の措置の必要があったときに、それをどこで審査するのかについて、初めは政治倫理審査会という任意の組織にしようとしていたのだけれども、任意の組織では第三者の意見を聴けないから、それでよいと言うのなら、その任意の組織でよかったのですが、第三者の意見を聴かなくてよいという人は一人もいなかったのですね。だから、第三者の意見を聴くためにはどうすればよいかということで、この3パターンをお示しして、それを次回、もう1回持ち帰って話しましょうということで今話しているのです。

だから、それまでの積み重ねを考えると、そういう議論を経て、今、第三者の意見を聴いて議論を進めるためにはこの3つのパターンの中のどれにしましょうかという話をしていて、3はないから、今は1と2で大体集約をしているのです。

だから、これはどうしても特別委員会でなければ困るという意見と、これはどうしても議運でなければ困るという意見があれば、それを協議していただいて、もしこれは、自分は議運のほうがよいと思ったけれども、特別委員会でいいよということで歩み寄れるのであれば、それはそれでまとまるし、逆に特別委員会でよいと言ってきたけれども、話を聞いてきて、まあ、議運でもよいのではないかとということで歩み寄れるのであれば、議運ということでまとまると。

ここで議運がよいですか、特別委員会がよいですかと決を採ってしまうことは簡単だけれども、なるべくそのような採決ではなくて、私は合意を図っていきたいと思っているのです。

だから、双方譲らないとなると、やはり最終的に決を採るしかなくなってしまうのだけれども、なるべくそういう仕方はしたくないと思っているので、もしできれば、いろいろな意見があることは当然だけれども、それを歩み寄れるようであれば、今、大方は、この議運か特別委員会かということになっているので、そちらのほうにまとまっていくとよいなと思うのですが、議運がよいと言っている方々、あるいは特別委員会がよいと言っている方々、これは何か歩み寄れるような可能性はありますでしょうか、どうでしょうか。

【星野議員】 結局、ここは非常にざっくり言ってしまうと、迅速にやろうという意見と、形式を整えてやろうという意見の違いかと思うのですが、やはりこの倫理条例、倫理とは、先ほど来いろいろ出ていますが、流れるように審査するようなものではないとは思っているのですね。

あと、先ほど委員長からありましたが、議会としてどうするかがあるのですが、議会ではなくて、やはり基本的に対象になってくるものは各議員のどうあるべきかを審査するので、これがなかなか、もちろん迅速に説明するべきだということはそのとおりですが、簡単に踏み込んではいけない部分であるとも思うのです。

なので、やはりちゃんとした、もし議員を、あなたは政治倫理に違反しているのだよ、場合によっては処分も下るかも、処分の勧告ですが、一応公開されるわけなので、下るかもしれないとなったときに、議決を経ずに、その運用に進むということは、皆さんいろいろあると思うのですが、私はやはり問題があると思っているのですね。

そして、なぜ議運かといったら、やはり今、多岐にわたるいろいろな議論をしなければいけないという中において、議会運営委員会はあるとは思ひし、その中でやるということも分かるのですが、議員の倫理を審査するということをもう一度、この重要性というか、我々が簡単に踏み込んでよいのですかということも考慮すべきなのかなと私は考えます。

【石田委員】 私は、委員会での賛成、反対という一人一人が持っている表明する権利はすごく重たいという認識を持っているのですね。僕は多分ここがすごく強いのだと思います。これは、だから、先ほど委員長から、同じ会派だから味方になってくれるような、僕はそういう言葉は、この議論をするときには絶対に言うてはいけないと思っていたので、一切言っていない。

ただ、多様な立場の人間がしっかりと審査の中に入れるようにするべきだということは、私の一貫した、お伝えしている内容なのです。もうこれが現行の制度として、こういう状況が考えられるということがデメリットとして指摘されているのだけれども、それよりもということと言っていることが、臨時に本会議を招集すれば、できなくはない、つまりフォローできるような内容を出して、議運で1人の人間が、1つの会派が賛否とか審査に入っていけない、つまり賛否を出すとか、そこで発言するということは、議員特有の非常に重たい権利だと思っています。

それが排除される可能性があるという状況の中で、特に政治倫理審査は、私はこれを、ちょっと国会図書館とかへ行っている、何かほかの自治体で、もう既にやっているところがあるので、どうということが起きているのかとか、判例で問題になったものなども調べているのですが、これは本当に誤解なきように、これは心からですが、ここの大和市議会の大部屋の方々がやるということを前提では全く言っていないです。これは分かってほしいのですが、ただ、実際に政治倫理審査ということが行われているときの非常に大きな懸念点が、やはりこれを濫用するということなのです。

特に選挙の直前になると、こうしたことを濫用して、相手を誹謗中傷するということが行われて、それが違法であるということが示されて、それが取消しになったり、それが名誉毀損に当たって、幾ばくかのお金を払いなさいという決定がされたりとかということが起こっているのです。

私は、こんなことが大和市議会の中でもし起こったとしたら、市民の皆さんは本当にたまらないだろうと思うのです。だから、今本当につらい、大変だという状況の中で、自分たちの暮らしのことをやってほしいのに、何をやっているのだというようになると思うのです。だから、僕はそういう状況は絶対に生みたくないです。だから濫用を避けるということはすごく大事だと思っています。

この条例案には、まず濫用を避けるための……。

【中村委員長】 ちょっといいですか。話がどんどん広がってしまうので、今は第三者の意見を聴くために特別委員会でやるのか、議運でやるのかという話をしているのですね。話がどんどん広がってしまうと、また個々の条例の条文とかに飛んでしまうので、申し訳ないけれども、少し整理します。

今は、例えば事案が上がってきたときに、議会運営委員会でやるときには、まずそれが形式要件にかなっているかどうかを議運で審査します。形式要件が整っているとなった場合は、そのまま議運で審査するわけで、審査が進むわけです。

特別委員会でやる場合は、これが形式要件が整っているとなった場合は、議決が必要だから、会期中であれば、その議会で議決をする。会期が終わってしまっている場合は、臨時議会を開くか、それとも次の定例会を待つ。臨時議会を開くとなると、当然、議会の招集は市長がするわけで、今、大和市議会は通年議会ではないから、自分たちで勝手に集まれるわけではないのです。

だから、例えばもし6月定例会が終わって、9月まで3か月ぐらいありますが、その間に何か事案があった場合は、市長に議会を招集してくれるように要請して、市長が議会を招集するという手続を

取って、議会が集まって、そこでの議決を経るということになるから、さっき星野議員がおっしゃったように、そこでハードルが高くなる、だからよいのだという意見だとすると、そういうこともあるのだけれども、そういう手続を取りながらやっていくということですね。それでいいですね。

そして、それを踏まえた上で、どちらがよいのかということなのです。今、どちらかという、特別委員会の方々は、特別委員会のほうが、ある意味でハードルを高くするから、この非常に重要な倫理案件を審議するには、よりハードルを上げておいたほうがよいのだという星野議員の御意見とか、石田委員の意見もそれに近いのではないかと思います。

それに対して、スピード感が必要だ、議運のほうがよいという御意見の方がいるから、そこで歩み寄りができるのかどうかということですね。

だから、どうですか、今、特別委員会の方々は議運のほうに歩み寄れるのか、それとも議運のほうがよいとおっしゃっている方々は、いろいろ聞いて、では、特別委員会でもよいねとなるのか、どうでしょうか。ちょっとそこに絞って話したいのですが。

【星野議員】 それを絞るに当たり、もう1点事務局に確認させてください。こちらの中にパターン1、特別委員会の手法・備考の中の「設置議決の際に、併せて専門的調査の委任を議決することも可能」、この部分についてもう一度説明していただいてよいですか。

【議事係長】 ここに書いたとおりなのですが、特別委員会の設置には議決が必要で、その先に必ず専門的調査として、弁護士の先生なりの意見を聴きたいということが決まっていれば、もう一度、聴くときに本会議を開いて議決をするのではなく、特別委員会の設置の段階で、専門的調査をこの特別委員会に委任するという議決を一緒にすることも可能という意味でございます。

【星野議員】 これはパターン2の議会運営委員会にも、同様にその権能があるということですか。

【議事係長】 線で区切っているのですが、議運の場合は、そもそも設置の議決が必要ありませんので、本会議の議決というステップがございません。議運の場合に、専門的調査の条文を使いたい場合は、そのときには議決が必要になりますので、本会議をそのときに開く必要がございます。

【町田（浩）委員】 ちょっと他市の事例というか、あまりこの倫理条例のほうに適切に当てはまるかどうかという例ではないと思うのですが、今、鎌倉市議会できているようなことを、議長が「辞めない」というようなことが起きた場合に、もし、問題だとなった場合に、議運だったら、議運ですぐ議論をすることができると思うのですが、特別委員会で議論するとなったら、やはりまず本会議を開いて、特別委員会を設置して、そこで議論を始めなければいけないという過程があるわけで、その鎌倉市のことは適切に、これに当てはまるかどうかという是非は別として、そこで、その今の議長が、これは認められているのだという主張をした中で、第三者から意見を聴きたいとなったときに、即座にそういう場合に対応できるのは議運ではないのかとは考えています。

【事務局次長】 大変お待たせしました。先ほど、後ほど答弁すると申しあげました議運の委員のお答えの件についてですが、5月の臨時会のときと同じ流れで、議運の委員を例えばA議員からB議員にする場合は、「指名したいと思います、異議ありませんか」と諮りますので、通常は「異議ないです」と進んでいるのですが、「異議あり」となった場合は、そこで採決に移るということでございます。

【石田委員】 さっきいろいろ言って、もうちょっとまとめたいなと思っているのですが、やはりこの議決だとか討論、意見を言うということ、審査に参加するということができなくなることは、すごくデメリットが大きいと思います。これは誰かにとってではなくて、議会としてですね。なので、今、それよりも重要なことがあるとおっしゃっていると思うのですが、先ほどおっしゃっていた内容は、倫理審査の中にも重かったり軽かったりするものがあるから、軽いものの中には、多分臨時の本会

議を招集することが厳しいからという論理構成をされて——（発言する者あり）していないということですね。では、取り消しますが、そのように聞こえたわけですね。

だから、どこを重要視して、会派の人間が1人排除されるかもしれないという運用を是としているのかということを教えていただいてよいですか。

【福本委員】 先ほど事務局次長の話にもありましたとおり、補充ということはできないかもしれないけれども、交代することはできるのかなと思います。その際も臨時会を開いて、交代の場をつくっていかねばいけないと思うのですが、必ず審査対象者が議運の委員というわけではないので、通常は議運の対応でよろしいのかなと思っております。

ただ、場合によっては審査対象者が議運の委員ということもあり得る。その際に、どうしてもということであれば、それも議運に諮るかは分かりませんが、一定の手順を経て、臨時会を開いてもらって、議運の委員の交代を、先ほど何か、覚悟は要するという話もありましたが、議運の委員の交代をするということもできるのかなと。丸々1人その会派から欠員が出るということは、まあ、気の毒には思えますが、ただ、やはり議員それぞれが高い志で、そこはそうならないように律して行動する必要があるわけであって、そうならなかったというところもありますので、ただ、場合によっては、そういう先ほど申したような対応もできるのではないかと考えています。

【議事係長】 少し補足というか、先ほど来、除斥の話になっているのですが、まず審査の請求がなされたときに、最初に議運に諮るということは恐らく決まっていることだと思うのですが、そのときに審査の対象議員が議運のメンバーでしたら除斥されます。それは審査の主体が特別委員会か議運かにはかわらず、最初の要件審査は議運ということは決まっているので、その除斥は必ずあります。

そして審査の主体について、例えば特別委員会にすれば、そのときに改めて委員を選任するので、審査の対象議員がいる会派は別の委員を入れることができると思うのですが、政治倫理審査のための特別委員会は一度に幾つでもできないと思いますが、例えば審査中に別の審査の請求がなされたとしたら、同じ特別委員会に諮られる、委任されると思います。そのときに、特別委員会の委員が審査の対象議員でしたら、やはり除斥されることになると思います。ですので、同じではないでしょうか。

【中村委員長】 もうかなり時間がたっておりまして、1時間15分を過ぎております。私は丁寧にやりたいと思っているので、こうして時間をかけて議論をしているのですが、まとめていくためには、歩み寄ってくれないと、結局何時間話していても、それぞれ自分の主張を曲げないということでは、残念ながら、私は本当はやりたくないのだけれども、決を採らざるを得なくなってしまうと思います。もう今いろいろお話を聞きましたが、ほぼもう意見は出そろったかなと思います。議運がよいとおっしゃる方も、特別委員会がよいとおっしゃる方も双方意見が出そろったのかと思いますので、残念ながら全会一致となりませんので、第三者の意見を聴く仕組みについては採決を行いたいと思います。

今回この問題については、もう、1回持ち帰っていますから、1回持ち帰って話をして、そしてここで議論をして、これだけ長い、1時間以上議論を重ねて、そして委員長から見て、もうかなり話は平行線といいますか、であると思います。ここで採決をしたいと思います。

【石田委員】 議運でのむということであれば、私が懸念していることは、一つの会派が議運から排除される可能性があるということに対して問題意識を持っているので、その救済方法というのは、次長のほうからも示されて、方法論はあると。ただ、それは議決が伴うものというか、ある程度皆さんから合意が伴うものだと思うのですが、そこで、まさかこの会派の議運の委員は入れては駄目だということで、それを排除することはしないよということだけ、ここで言うていただければ、私はもう議運のほうで賛同したいと思うのですが、いかがでしょうか。

【中村委員長】 それは誰が言うのですか。

【石田委員】 議決になるの……。まあ、でも、いいか。

【中村委員長】 星野議員と北島委員はどうですか、今いろいろな意見がありました……。

【石田委員】 一瞬、暫時休憩してもらっていいですか。

【中村委員長】 暫時休憩します。

午後 2 時 2 0 分 休憩

午後 2 時 2 8 分 再開

【中村委員長】 再開します。

それでは協議の結果、全会一致とならないので、第三者の意見を聴く仕組みについて、委員長として採決を行いたいと思います。

これは 3 パターンがあるのですが、3 パターン、第 3 は誰もいないので、1 か 2 で採決をしたいと思います。

それではまず、特別委員会を設置して審査を行い、議決により第三者の意見を聴くに賛成の方。

〔賛成者挙手〕

【中村委員長】 特別委員会は 4 人ですね。

それでは 2 つ目、議会運営委員会で審査を行い、議決により第三者の意見を聴くに賛成の方。

〔賛成者挙手〕

【中村委員長】 それでは、賛成多数ですので、よって本件については、議会運営委員会で審査を行い、議決により第三者の意見を聴くことに決定いたします。

それでは続いて（2）条例案への意見や修正等について（資料 2－2、2－3、2－4）を御覧いただきたいと思います。それではまず、条例案への意見や修正等について事務局に説明を求めます。

【総務係長】 それでは、資料 2－2 を御覧いただきたいと思います。データ上では幾つにも分かれておりますが、本件は、前回、5 月 1 5 日の本実行委員会において、現在の条例案への意見や修正案がある会派は 6 月 4 日の正午までに提出することが決定され、提出されたものでございます。

修正案を提出された会派は、神奈川ネットワーク運動、虹の会、立憲民主党、大和維新× i R A I S E であり、委員長の御指示により既に 6 月 5 日に委員各位に送付しております。

参考として、資料 2－3 に現在の条例案、資料 2－4 は、もともと委員各位により作成された内容を基にした条例案と現在の条例案の比較表を添付しております。

【中村委員長】 事務局から説明があったとおり、今回、4 会派から提出されました。委員の皆さんも事前に内容を確認していただいていると思いますが、条例（案）の仕組み自体が変更されているようなものも見受けられました。

今後、協議を進めていく上で、委員会として合意されている内容をここで確認したいと思います。今までの議事録を精査したため、事務局が説明いたします。

【事務局次長】 令和 6 年 1 2 月 4 日の本実行委員会において、「委員全員で議会倫理の規程について案文を検討すること」が全会一致で決定されました。

その後、作業部会が開催され、議会倫理規程の草案が作成されました。事務局が市側の法制部門と調整したところ、「規程ではなく条例として整備することがふさわしい」との意見があったことを受け、令和 7 年 7 月 1 4 日の本実行委員会において、「議会倫理のルール化については、委員会で作成した草案を基に、条例として整備すること」が全員賛成で決定されました。条例案は事務局とも調整し、案ができた段階で本実行委員会に提示することとなりました。

令和8年3月5日の本実行委員会において、作業部会で作成された規程の草案を、事務局が市側の法制部門と調整し、条例案として整備したものが提示されました。この条例案を各会派に持ち帰っていただき、次回、協議することとなったものです。

令和8年4月16日の本実行委員会では、3月5日に提示した条例案を、改めて法的整合性の観点等から精査した案を提示しましたが、あくまでも文言の整理であり、委員各位により当初発議された趣旨や枠組み等は変更せず、作業部会において作成された規程案を基に整理したものでございます。その際、次回以降は条例制定に向けてまとめ上げに入っていくため、各会派の考えをまとめた上で出席することが決定されております。

【中村委員長】 内容は事務局から説明いただいたとおりであります。

令和7年7月14日の本実行委員会において、委員会で作成した草案を基に、条例として整備することが全員賛成で決定されたことを受けて、事務局に市側の法制部門と調整して条例案を作成していただきました。さらに精査を続けて作成させたものが現在の条例案——この原案と呼ばれているものですね——になっています。

委員長として、今後の進め方は、これまで合意されてきたことを基に議論を進めていきたいと思えます。本来ならば、ここで各会派から提出されたものについての説明や意見があればお聞きするところですが、先ほどからお話がありましたが、今後の進め方について委員長から提案があるため、一旦ここまでといたします。各会派からの説明や意見等があれば、(3)の決めなければならないことの御協議の後にお聞きいたします。

(3) 決めなければならないこと(資料2-5、2-6)について、事務局に説明をお願いします。

【議事係長】 まず、資料2-5を御覧ください。これから決めなければならないことをお示しております。

まず、(1) 審査の請求ができる者について、Aの「議員のみ」が原案でこれまで来ておりましたが、各会派からの修正案の中で、新たに「議員+市民(有権者の●分の1以上など)」という案が出されております。これはかなり大きな方針転換ですので、委員長の御指示により確認しましたところ、有権者の数を把握できるのは実務上、選挙管理委員会であり、もしこれを加えるとなると、現在の選挙管理委員会の人工で実現可能か否かを含めて、選挙管理委員会との協議、調整が必要となります。そうすると、この部分については、特に早い段階で方針を決めておく必要があると思えます。

次に、(2) その他の審査の仕組みについて、流れを御確認いただきたいと思います。ここに書かれている現在の案は、委員のもともとの規程案を基に整えたものでございます。規程案から、今の条文の原案になっているものを基に整えたものでございます。

条例等を立案する際、本来はスキームがしっかりと固まってから条文の形にすることが大切です。条文は、一義的であること、過不足がないことを最も重視するため、一見すると読みづらく、内容がスムーズに入っていないこともございます。そのため、スキームが固まらないうちに条文化して、その条文ベースで修正しようとする、本来議論すべき内容が見えづらくなります。

各会派からは、審査の仕組みについても様々な修正案が出されましたが、これを条文ベースで比較し、議論していただくことは非常に困難だと思えます。

そこでこの資料は一旦、審査の仕組みについて、現在の案を一般的な言葉で表しております。

1. 審査の請求(提出先は議長)。
2. 議会運営委員会にて要件審査(満たさない場合は却下)。
3. 審査の主体——先ほど議会運営委員会と決まりましたので、議会運営委員会が審査開始、①弁

明の機会付与、②事情聴取／資料提出要求／その他必要な調査を議運で行います。③専門家への意見聴取を行う。

4. 審査の結果と講ずべき措置を議長へ報告（審査開始から120日以内）。

5. 議長による対応ですが、①対象議員に再弁明の機会を付与、②結果（あれば再弁明書の趣旨）の公表、③講ずべき措置が実施されるよう配慮、④（措置を講じた場合）公表。

6. その他として、①審査中に対象議員が失職した場合は審査終了・却下、②措置を講じようとしたときに議員が失職していた場合は措置を講じない。③議長が審査対象となったときは、副議長が議長の職務を代理。／議長・副議長がともに審査対象となったときは、議長の職務を仮議長が代理する。こちらは地方自治法第106条第2項と第107条の規定を準用する形となっております。

これを基に、この項目一つ一つについて異議の有無を確認していただきたいと思います。

その下に（3）政治倫理基準（3条）の内容についてとありますが、これも併せて次の資料2-6を御覧いただければと思います。

まず、1ページの表は、先ほど読み上げた審査の仕組みが一覧となっております。各委員にこのエクセルデータをお送りしますので、会派内で御検討いただき、この「異議の有無」の欄で「有・無」を選択して、「有」の場合のみ修正案を、その右の列に記載いただければと思います。

ここで大切なのは、この条文の形式ではなく、一般的な言葉で簡潔に書いていただきたいと思っております。内容について合意を得られてから条文の形にしますので、御協力をお願いいたします。

続いて2ページは、先ほどの（3）政治倫理基準（3条）の内容についてでございます。こちらは条文ベースとなってしまいますが、こちらでも「異議の有無」の欄で「有・無」を選択の上、「有」の場合のみ修正案を、その右の列に記載いただければと思います。

削除を希望する場合は異議ありとした上で、修正案の欄に「削除」と、理由があれば理由とともに記載いただければと思います。

委員長長の御指示により、1ページの上には書きましたが、こちらの資料2-6の提出期限は今月末の6月30日（火）17時、提出方法はメールとしますが、異議が一つもない会派は提出不要ですので御協力をお願いいたします。

【中村委員長】 内容は、今、事務局が説明したとおりですが、本来であればこういうスキームのことをしっかりと協議した上で、それを条文、具体的な言葉に落とし込んでいくということが法制実務的には必要だったようですが、今回ちょっとそれをやらなくて、だからスキームに対する議論がないままに個別の話に入ってしまったために、結構混乱してしまっているところがあるので、ちょっと今さらというところはあるのですが、もう1回ここで整理していきたいと思っておりますので、これについてはまた後で説明しますが、そういう形で後で御提出をいただきたいと思います。

当然、皆様方からいただいた案についても協議はしますが、こういう形で提出いただきたいと思うのですが、まずこの資料2-5の（1）審査の請求ができる者に市民を含めるかどうかについては、これまでのここでの議論にはなかった話なので大きく変えるものであるため、今、事務局から説明があったとおり、選挙管理委員会との協議などの調整も必要になってまいります。この部分については、今の段階で決めておく必要があると思いますので、この部分について修正案を出していない会派は原案のとおりでよいと今の段階でお考えだと思いますが、この件について各委員から御意見はございますでしょうか。

そうですね、これについては今までどおり、請求ができるのは議員だけというのが今までの案ですが、それでよいのか、それとも、今新たに出てまいりました、議員と、市民もその中に交ぜていくと

いう形が新しく出てきたのですが、それについてここで御意見をいただきたいということです。ここでまとまればそれが案になりますし、なければそれはここで決めていかなければいけないと思いますので、今までどおり議員だけでよいと思う方、そして議員のほかに市民を含めるべきだという御意見等がありましたら、ここで御協議をいただきたいと思います。

【星野議員】 我が会派は、いわゆるBの議員＋市民を提示していますので、これについて意見だけ述べますと、先ほど来申し上げているとおり、まず議会基本条例があります。議会基本条例というのは市民に対しても開かれた議会ということ、市民参加ということをやった、そういう精神があるものを基に、その中から政治倫理条例をつくろうという形になっていると理解しているので、そうなった場合に、当然、市民が意見を言う場というものはあり得ると思うのですね。

あと、政治倫理ですので、先ほど来申し上げているとおり主観が非常に入ってくる、価値観が入ってくるとなったときに、市民の方が意見を、議員の行動に対して疑問を提起できる、そしてそれを議会に届けて審査せよと言うことができるという仕組みを整えておくということは、先進自治体にもあることあるのですが、私は大和市議会の基本条例にものつとることだと思いましたので、先進自治体のものを参考に、今回、入れさせていただきました。

【布瀬委員】 私も同じように、議員＋市民も請求できるようにとしました。星野議員がおっしゃっていることとほとんど同じですが、やはり市民の側にはかなり多数の人数、署名が必要だとはなっていますので、1人だけで何かを請求できるというものではないですが、やはり市民側からもそういう議員の倫理に対する審査を要求できるという形にしたほうがよいと思って入れました。

【北島委員】 立憲民主党は追加検討事項として入れているのですが、もともと政治倫理条例は市民からの信頼確保を目的とする制度であるという思いがありまして、本市においても市民参加の在り方や審査請求制度の在り方について検討していく余地があるのではないかと考えられると思いまして市民参加を訴えています。

【中村委員長】 ただいま3つの会派から、議員のほかに市民を加えるべきだという御意見をいただきましたが、他に御意見はございますか。

【福本委員】 私は、市民の参加というものは慎重に考えておりまして、理由としては、議員は市民から選ばれている立場であります。であるならば、市民の声を受けた議員が審査請求をしたほうがよいのではないかとということと、先ほど来、また別案件ですが、御意見もありましたが、政治的な利用に使われてしまってもいけないかなと考えています。特に選挙前にSNS等を活用すれば、有権者の500分の1という案もあったかと思いますが、そうすると、大体400人ぐらいになるのですか。使い方によっては簡単に400名は集まりかねないかなと思いますし、非常にいろいろ懸念すべきところもあるので、慎重に考えております。

【布瀬委員】 それは、逆に議員だけが請求できるというところにも同じようなことが言えるのではないかと考えていますので、そういうことに対する審査の請求のハードルを上げるという意味でも、それから市民が参加して、市民としても訴えができるという仕組みが必要だという意味で、このように設けました。

【西田委員】 議会による自浄作用についてはどのようにお考えですか。市民を加えることで自浄作用が相対的に弱くなるということも懸念されるかと思うのですが。

【布瀬委員】 自浄作用が弱くなるというのは、どういうことを言われているのか、すみません、もう少し説明をお願いします。

【西田委員】 議会のことは議会で決めるというのは基本だと思うのですが、そこに市民参画がある

と、その議会の力が相対的に弱くなるということです。

【布瀬委員】 これは政治倫理に対してのことですので、それをどのような人が見てもおかしいということが、本来、訴えられるべきだとは思っているのですが、そういう意味でも、それは議員の側からも、そして、やはりそれを選んだ市民というところも含めて、市民も訴えられるという仕組みが必要だという意味で、このように設けました。

【西田委員】 それは議員活動の一環で、市民の声を議員個々人が拾ってきて、そして審査請求の場で、それを踏まえた意見を述べていけばよいのではないかなと思うのですけれども。

【石田委員】 地方自治法では、直接請求というものがあって、50分の1の署名を集めれば、市民の方で議案の提出ができることになっています。なので、いろいろ考え方は示されていると思うのですが、50分の1、4000筆ぐらいですが、集めた場合に、政治倫理の審査の、これは決定ではないですから、請求をかけることができるということは、地方自治法の、今、既存のあるルールで議案は出せるわけですから、その倫理審査の請求も、その程度の署名が集まれば、できないとするということは、何か整合性が取れないのではないかなと思うので、それぐらい集まるのであれば、私はこれは虹の会の案には書いていないのですが、まあ、であればよいのかなとは思いました。500分の1だとちょっと、逆に説明がつかないのではないかなとも思うので、その程度かなとは思っています。

【町田（浩）委員】 ちょっと私のiPadの反応が悪くて調べられなかったのですが、教えていただいたのですが、今、石田委員がおっしゃった地方自治法の50分の1以上のものをもってということで、議案の提出ではなくて、それは条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定、つまり条例の制定・改廃の請求をすることができるということで、議案の提出ができるわけではないということのようです。

【中村委員長】 この議員のほかに市民を請求権者に含めるという案は、例えば議会のメンバーは誰も、これが問題ないと思っていたとしても、市民が署名を集めることで、この政治倫理審査会を請求できるという意味ですか。

【星野議員】 もう条文に書いているので、私から意見を言わせてもらおうと、委員長のおっしゃるとおりで、議会、議員は誰も問題ではないという中でも、市民の中で「いや、これは問題である」という場合には、これは提出できるという意味です。これは先ほど来申し上げており、議会基本条例の精神の中で、市民の意見を傾聴しようとか、つまり議会が特別な存在としてではなくて、できるだけ市民も参加できるようにしていこうという精神の下にこれを言っているのですね。

ただ、先ほど福本委員がおっしゃったとおり、では500でよいのかとなった場合に、これは確かに500はどこから持ってきたかというのは、立川市から持ってきただけで、先進自治体の例を持ってきただけで、ほかの自治体では50分の1のところもありますし、それについては議論は確かにできるのですが、あくまでも、なぜ市民があるかといったら、議員が誰も問題ではないと思っていても、市民が提起できるということは大事であろうと私は考えるからこれを入れたということですね。

【西田委員】 でも、我々は4年に1度市民の判断を仰ぐので、政治倫理の審査会にかかったという事実をもって、次の選挙で市民に御判断いただければよいのかと思いますし、先ほども申し上げたとおり、審査会の中で市民の声を議員として拾ってきて、それを述べていただくということで、その市民の声を拾うということは、おのおのの議員にいろいろツールがありますので、それを使ってやっていただけたらよいのではないかなとは思いますが。

【星野議員】 確かに、それはおっしゃるとおりですが、4年に1回選挙があるのでという根拠を基にするのであれば、政治倫理審査会そのものが不要だという議論も当然成り立つわけです。そこは一

且ちちょっと置いておいて……（発言する者あり）いや、だから、その議論、論法で言うのであれば、当然そういう論法も成り立つよねということと、あと、市民の意見とあるのですが、我々、僕もそうですが、皆さん25万人に接しているわけではないですよ。当然、接しているのは自分の周りの市民、知り合いになる市民だけであって、25万人みんなに意見を聴くということだったら、西田委員の言うことも、それはそのとおりかもしれないですが、でも、我々は別に25万人をみんな知っているわけではないので、それは少し論点がずれているかなと感じました。

【石田委員】 さっき町田（浩）委員から、より精度の高いお話をしていただいたのですが、私が伝えたかったことは、今の地方自治法では、市民の皆さんが、結局、その請求を出せば議案となるので、議案という表現をしたのですが、出せるわけですね。だから、そのレベルのことができる法律で認められているのに、政治倫理というものを市民が出すということを排除するということの、何かその合理的な理由というものがなくて、確かに先ほど議会の自浄作用というのは、よく判例とかでも見られる考え方ですが、あれは、要するに三権分立の中で言ったら、司法が議会の内部決定に対して入っていくということに対してすごく慎重だという議論の中では出てくるとは思うのですが、市民の皆さんの意見とかいうものを排除するような文脈ではないと思うのです。

なので、50分の1、オーケーと、今、地方自治法でかなり強いレベルのものが出せるという状況の中で、倫理審査の請求ができないとするということは、ルールとしてはなかなか説明がつかないのではないかなと思います。

【中村委員長】 今石田委員の発言の中で、市民からの請求があれば議案になるというような表現、発言があったと思うのですが、議案にはならないので、それについてはちょっとここで訂正をしておきたいと思います。

【石田委員】 ごめんなさい、これはちょっと僕の思い込みだったのかもしれないけども、請求があった場合、議案の一部として扱われると思っていたのだけれども、議案とは全く別個で扱われると認識してよいということですかね。

【中村委員長】 議案というのは議会で審議されるものですからね。

【石田委員】 結果、結局、それが出されたら、賛否は議会に問われるので、それは、表現としては、ちょっと出たことがないから分からないけれども、僕は議案で出るだろうと思っていたのですが……。

【中村委員長】 その辺はちょっと、事務局から何か説明はありますか。議案として出る……。

【石田委員】 そんなことを長々と議論したいとは思っていないので、事実としては先ほど町田（浩）委員がおっしゃったとおりだと思いますので、そういうことを市民の方がそのレベルのことができるのに、政治倫理審査の請求ができないということは説明がつかないだろうという話です。

【布瀬委員】 先ほどの西田委員のお答えに言わせていただくと、委員長も先ほどおっしゃったように、議員が誰も問題ないと思っていて、ただ、市民が問題だと思っていて請求はできるのですかと、それに対して星野議員もお答えになっていましたが、そのように、例えば市民から声が寄せられたとしても、議員が問題ないとしてしまえば、請求につながらないような仕組みよりかは、やはり市民が直接請求できるという仕組みも設けておくべきだというような考えの下から、このように条文に……。

【西田委員】 例えば、では、どのようなイメージをお持ちなのか、どういうシチュエーションで市民参加が必要なのかみたいな、そのぼんやりとしたものでなく、具体的にこんなイメージというように、もし具体があれば御説明いただきたいのですけれども。

【布瀬委員】 申し訳ありません、具体の事例を持つてはいないのですが、ただ、そういう場合があった場合にでも、市民だけでも請求できるという仕組みがあるべきだという考えから言っているだけ

ですので、すみません、具体的な事例を持ち合わせていません。

【西田委員】 であれば、そのような状況が生じたときに、また条例の改正ということを議論すればよいのではないかなと思うのですが、必要性がないのに、そこにあえて市民参加というものを今加える必要性はないかなと思います。

【河内委員】 1点事務局に確認したいのですが、これを行うに当たって選挙管理委員会との協議が必要とのことですが、具体的にはどのようなことが話されなければいけないのかを教えていただきたいです。

【事務局次長】 まず、具体的に御質問いただいたのですが、我々の認識は原案で上がってきていたので、要はこの修正案——この考え方云々ではないのですが、全く予想していないものが出てきた状態ということはお分かりいただけると思うのです。ですから選管とかにも全く聞いていないですが、どのような調整かの前に、まず、さっき議事係長が説明しましたが、今の人数、人工で対応できるのかどうかから、もしここで決まれば、そういうところから入って行って、そこからやるとなったら、もう調整云々で、では、何を調整するのかも、今は全くノープランという状態です。

【中村委員長】 3時になろうとしておりますから、大体この議会改革実行委員会は2時間を限度にやることにしておりますので、もうそろそろ時間切れになってまいります。今日もかなり長い時間にわたって議論をいたしました。やはり重要なことですから、きちんと協議をしていくことは必要ですが、これは度々議会の中でも話されていることですが、協議をして、議論をして、結論を出していくということも重要だと思っているのですね。これも、今までもずっと議論したものの上に積み上げていく議論なので、そういうことも含めて、また今後やっていかなければいけないと思っているのですが、とにかくこの問題については、今この場面で決を採るということはしないつもりです。ただ、次は決めたいと思います。

ですから、今いろいろな御意見がありました。そして、いろいろな御心配があることは確かですが、そもそもこの政治倫理に関しては、それぞれの議員は、先ほど来多くの委員がおっしゃっているように、私たちは選挙によって選ばれている議員ですから、それぞれ有権者の信頼をいただいてここに座っているわけです。ですから、もしその人がふさわしくなければ、それは次の選挙で結果が出るのだと思うのですが、それだけではなくて、この政治倫理条例を多くの議会が定めている一つの理由は、ある議員の行動によって、場合によっては議会全体が信頼を失墜したりすることがあるわけです。ですから、ある議員の言動によって議会そのものが信頼を失墜する、あるいはそういう議員を、議会は何も処分もできないのかみたいなことで、議会自体が市民の信頼を失墜するということもあって、そういう可能性もあって、それに対する、先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、自浄作用として、議会自らがその議会の中の問題を解決していこうというのが、この政治倫理で、何か罰を与えとか、そういうペナルティ的なこともあるけれども、誰かを処分するとかいう話ではなくて、やはり議会自体がどうやって市民の信頼を勝ち得ていくのかということが背景にあるのだと思うのです。

そういうことも踏まえていろいろな議論をしていただいていると思いますが、この今議論しております請求を、原案のとおり議員だけという形にしていくのか、今の議員の方々、いろいろな御意見をいただいて、市民も入れるべきなのか、市民を入れるべきだという案の意見の方からも、様々な状況を説明していただいたと思います。

そういうことも踏まえて、次の議会改革実行委員会のところで、どちらかに意見が集約できるようであれば、当然、それは全会一致という形にしていきたいと思いますが、もし今のような形で平行線であるとするならば、次の委員会では決を採りたいと思います。

【総務係長】 すみません、先ほどの選挙管理委員会への確認ですが、個人的なレベルで口頭で確認を行ったことはございまして、なので、正式な回答になるかというところはあるのですが、やはりその何分の何になるかによっても大分人数は変わってまいります、そもそもその選挙人名簿に登録されている者の総数の中からというところになると、やはり一人一人その方が選挙人名簿に登録されているかどうかを一つずつ確認していく必要があるという作業が発生いたします。

その上で、できます、できませんという回答は当然得られず、そのような大きな動きがあるならば、正式な依頼文をもって、依頼を受けてから初めて、選挙管理委員会の中でも協議をしなければならないほどの作業だとの口頭の回答を得たことはございますので、参考にお伝えしたいと思います。

【福本委員】 ごめんなさい、先ほど言いそびれてしまったのですが、会派の意見がございまして、市民からそうした議員の倫理規程に反するようなことがあれば、議員がその声を預かって、審査の請求をしてもよいのではないかという声も会派の中でありましたので、一応それも述べます。

【中村委員長】 それでは、先ほど申し上げた資料２－６については、６月３０日（火）１７時、本会議中で忙しくて申し訳ないのですが、期限厳守で事務局へメールで提出するようにお願いしたいと思います。なお、異議が一つもないという会派は提出が要りませんので、先ほど示された案について、後ほどメールで送られますので、協議をして、書いて、そちらに送り返していただければと思います。

最後に、今日はできなかったのですが、（４）審査結果及び措置を講じた際の公表方法（資料２－７）について、正副委員長で案を示すということになっておりましたので、そのことだけちょっと総務係長から説明してもらってよいですか。

【総務係長】 時間のない中、すみません。資料２－７を御覧ください。本件は、前回５月１５日の本実行委員会で、審査結果及び措置を講じた際の公表方法について各会派の意見を伺いましたが、意見がまとまらなかったため、正副委員長で案を作成し、提案すると決定されたものでございます。

正副委員長案ですが、１の審査結果が決定した際の公表方法も、２の措置を講じた際の公表方法も、いずれも市議会ホームページへの掲載と、議会だよりへの掲載という案でございます。ただし、議会だよりは紙面のスペースも限られていることから、「詳細は市議会ホームページへ掲載しています」という記事を掲載するという案でございます。

市議会ホームページと議会だよりは、表に記載のとおり多くの会派が希望されていたため、正副委員長案とするのでございます。

なお、記者会見も５会派が希望しておりましたが、括弧内の表記のとおり、それぞれ中身の意見が異なっておりましたので、ホームページと議会だよりへの掲載としたということでございます。

【中村委員長】 正副委員長案は、ただいま事務局から説明いただいたとおり、ホームページと議会だよりで公表するということです。ただ、議会だよりはスペースがあまりないので、詳しいことはホームページを見てくださいと書いて、詳細はホームページに掲載するという形で公表しようというのが正副委員長の案でございます。

これについても持ち帰りとして、次の本委員会で協議をいただいた上で決めていきたいと思います。

本日、大変長時間にわたりまして、たくさん議論をいただきまして本当にありがとうございました。ちょっと最後は駆け足になってしまいましたが、次回は６月２５日、定例会最終日、本会議の終了後に本委員会を開催いたしますので、よろしくお願いします。

そして、今日は幾つか持ち帰り案件としたものがございまして、会期中、大変お忙しいですが、なるべくしっかりと議論をしながら進めていくためにも、よろしくお願いします。

５分ほど過ぎてしまいましたが、以上で本日の議会改革実行委員会を終了いたします。お疲れさま

でした。ありがとうございます。

午後 3 時 0 5 分 閉会